

2 構造及び材質

2・1 構造及び材質

2・1・1 給水装置の構造及び材質

給水装置の構造及び材質は、給水装置からの水の汚染を防止する等の観点から、水道法及び水道法施行令（昭和32年12月政令第336号）に定める基準に適合するものでなければならない。

給水装置の構造及び材質についての法令等の規定は、次のとおりとする。

- 1 水道法第16条 給水装置の構造及び材質
- 2 水道法施行令第6条 給水装置の構造及び材質の基準
- 3 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（全条）
- 4 条例第8条 給水管及び給水用具の指定

< 解 説 >

4 条例第8条 （給水管及び給水用具の指定）

町長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

（1）給水管の指定

指 定 材 料	口 径	規 格	指 定 内 容
水道用ダクタイル鋳鉄管 水道用ダクタイル鋳鉄異形管 水道用ダクタイル鋳鉄管 エポキシ樹脂粉体塗装	φ75 以上	JWWA G 113 JDPA G 1049 JWWA G 114 JWWA G 112	・GX 形、NS 形 ・メーター回りは K 型
水道用ポリエチレン管 (1 種二層管)	φ50 以下	JIS K 6762	・露出配管不可
水道用硬質ポリ塩化ビニル管	φ50 以下	JIS K 6742	・露出配管不可
水道用波状ステンレス鋼管	φ50 以下	JWWA G 119	
水道用ステンレス鋼鋼管	φ50 以下	JWWA G 115	
水道用硬質塩化ビニル ライニング鋼管	φ20 以上	JWWA K 116	・SGP-VD ・露出配管（水路横断等） ・防護、保温を要す
水道用ポリエチレン粉体 ライニング鋼管	φ20 以上	JWWA K 132	・SGP-PD ・露出配管（水路横断等） ・防護、保温を要す

(2) 分岐材料の指定

指 定 材 料	口 径	規 格	指 定 内 容
不断水割T字管	φ 75 以上		・ダクタイル鋳鉄 (FCD) 製 ・節水部分エポキシ樹脂粉体塗装 フランジ型
サドル付分水栓	φ 20～ φ 50	JWWA B 117	・分岐本管は DIP・CIP ・A 型ボール式平行おねじ
サドル付分水栓	φ 20～ φ 50	JWWA B 117	・分岐本管は HIVP ・A 型ボール式平行おねじ
水道配水用ポリエチレン管 サドル付分水栓 (鋳鉄サドル)	φ 20～ φ 50	JWWA K 144	配水用ポリエチレンパイプシステム 協会規格 (PTC B 20)
分水栓付き EF サドル	φ 20～ φ 50	PTC K 13	配水用ポリエチレンパイプ システム協会規格
分水 EF サドル	φ 20～ φ 50	PTC K 13	配水用ポリエチレンパイプ システム協会規格
サドル付分水栓用 キャップ	φ 20～ φ 50	JWWA B 117	

(3) 弁・栓類・継手類の指定

指 定 材 料	口 径	規 格	指 定 内 容
水道用ソフトシール仕切弁	φ 50～ φ 200	JWWA B 120 JDPA G 1049	・2 種 (内ねじ) (右開) ・道路・宅地内
シーリング止水栓	φ 20～ φ 50	JWWA B 108	・JWWA B 108 又は JWWA B 108 の「性能」を満たす製品
逆ボ 止 水 栓	φ 13～ φ 25	JWWA F 18	・メーターます内 ・C 1 型
分・止水栓ソケット (回転式)			ポリエチレン 1 種二層管用 JWWA B 116 の「性能」を満たす製品
絶縁袋ナット付分・止水栓ソケット (伸縮可とう式)			JWWA G 116 の「性能」を満たす製品
メーターユニット	φ 13～ φ 25		共同住宅の各階各戸にメーターを設置する場合

2・1・2 給水装置の器具機材

給水装置器具機材（以下「器具機材」という。）は、2・1・1で定めた構造及び材質に適合する認証品又は規格品を適切な場所に使用すること。

<解説>

給水装置に使用する器具機材は、自己認証品、第三者認証品、日本工業規格品（JIS）、日本水道協会規格品（JWWA）又は日本水道協会検査品であることを主任技術者が確認すること。

2・1・3 給水装置工事材料の主な種類

給水装置工事材料の主な種類は、次による。

- 1 管、継手類
- 2 水栓類
- 3 バルブ類
- 4 機器類
- 5 ユニット化装置
- 6 補助材料
- 7 メーターきょう、止水栓きょう類

<解説>

1 管、継手類

器具機材の中で給水装置そのものを構成する管、継手類は重要であり、最も適切と考えられるものを使用すること。なお、メーター上流側の指定材料については2・1・1の4に示す。

4 機器類

給水装置に係る機器は、給水装置に直結し、ガス、電気、灯油等を使用して水を加熱する湯沸器類、水を冷却して使用する製氷機、ウォータークーラー、電気食器洗い機、浄水器等がある。なお、取付けに際しては、機器の上流側に止水用具、逆止弁等を取付けること。

5 ユニット化装置

ユニット化装置とは、2以上の給水器具を組み合わせ、1セットとして取扱うもので、器具ユニット、配管ユニット及び設備ユニットがある。

6 補助材料

補助材料とは、器具機材の補助的な材料で、給水栓コマ、シールテープ、配管用接着剤等である。

7 メーターきょう、止水栓きょう類

(1) メーターきょうは、検針及びメーター取替に支障がないよう大きさを定めている。



(2) 止水栓きょうは、止水栓操作に支障がないよう長さ等を定めている。

